

大和市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第6号

大和市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の一部を改正する規則

大和市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成22年大和市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表条例第2条第2号イに規定する契約の項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

5 情報処理業務

6 料金等の徴収又は収納業務

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。